

法務省の名称を不正に使用した 架空請求にご注意を

最近、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題し、「民事訴訟の取り下げの相談に乗る」等と書かれたハガキが自宅に送られてくると、町民の方から情報が寄せられております。

差出人は、「国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局訴訟管理事務局センター」などと書かれていますが、これらの団体と法務省とは一切の関係がありません。

町内では、金銭をだまし取られたなどの被害はまだ報告されておきませんが、注意をお願いします。

また、ハガキに記載されている連絡先には、絶対に連絡しないようにしてください。

もし、上記のような内容のハガキが届き不安に感じた際は、消費者相談窓口または、警察署にご相談ください。

法務省ホームページでも注意喚起が行われています

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/kaku01.html>

相談先 まちづくり推進課 ☎ 2514

苫小牧警察署 ☎ 0144 35 0110

北海道立消費生活センター ☎ 050 - 7505 - 0999



安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

◎せん定枝の無料回収が11月で終了します

11月末をもって、せん定枝の資源化回収が終了し、12月から翌年3月は有料扱いになりますので、毎週火曜日に有料指定袋「もやせるごみ袋」を巻き付けて、ステーション横に出してください。

◎年末年始のごみ収集・自己搬入受入について

年末年始の休みは、12月31日(日)から1月3日(水)までの4日間です。この期間、収集および自己搬入の受入はいたしません。1月4日(木)からごみ収集(ペットボトル・紙パック)と自己搬入受入を行います。

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 3151・住民生活課住民生活グループ ☎ 2940

広告欄

高田法律事務所

— お気軽にご相談ください。 —

初回相談 **60分無料** 夜間・土日 相談可能

○交通事故 ○借金問題 ○離婚 ○相続・遺言 ○民事全般
○不動産関連 ○労働問題 ○損害賠償 ○債権回収 ○企業法務 その他



弁護士 高田 耕平



予約制 ☎ **0144-38-0114** 駐車場あり [受付時間] 平日 8:30~17:30 (苫小牧商工会議所が目印)
苫小牧市表町1丁目1-13 苫小牧経済センタービル4階